



年金・国保



最新の情報は
市公式ホームページを
ご確認ください。

国民年金

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときにも支給される公的年金制度です。20歳から60歳未満のすべての人は、国籍や年金保険料の納付実績を問わず、必ず制度に加入することになります。

国民年金加入者と保険料

問 本庁:国保年金課 国民年金係
☎ 81-3534 FAX 83-8619
支所:福祉国保窓口
☎ 74-5004 FAX 74-1250

◎加入者

被保険者の種類	対象者	加入届出先	保険料の納付
第1号被保険者	20歳から60歳未満の方で、自営業者、農林業者、学生、無職の方など	国保年金課または二宮支所	ご自分で納付
第2号被保険者	会社員や公務員などの被用者年金制度加入者	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳から60歳未満の配偶者	配偶者(第2号)の勤務先	なし

◎保険料(令和5年度分)

定額保険料	1カ月	16,520円
付加保険料	1カ月	400円(希望者)

◎保険料免除制度

前年の所得が一定額以下で収入が少なく保険料が納められない方は、申請し、日本年金機構で承認されると、申請期間中の保険料が全額もしくは一部免除されます。

◎納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請により、保険料の納付が猶予されます。

◎学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定基準以下であれば、申請し、日本年金機構で承認されると、その期間の保険料は全額猶予されます。

◎産前産後免除制度

第1号被保険者で出産予定または出産した方は、申請により、出産(予定)日前月から4か月間(※1)の保険料(※2)が全額免除されます。

- ※1 多胎の場合は免除期間が変わります。
- ※2 平成31年4月以降の保険料に限ります。

年金・国保

〈広告〉



毎日に安心を。明るい未来のお手伝い。

ほけんプロジェクト
HOKEN PROJECT
ファイナンシャル・ソリューションズ 株式会社

自動車保険・火災保険・企業総合補償保険
ビジネス総合保険制度・海外旅行保険
業務災害補償制度・損害賠償責任保険
生命保険・がん保険・医療保険・収入保障保険

宇都宮店 真岡オフィス
〒321-4364 真岡市長田2-11-1
TEL 0285-82-1211

ほけんプロジェクト 🔍 検索

真岡市金融団

足利銀行 真岡支店
 常陽銀行 真岡支店
 栃木銀行 真岡支店
 栃木銀行 真岡西支店
 真岡信用組合 本店
 真岡信用組合 長田支店
 真岡信用組合 荒町支店

国民年金の届出

問 本庁:国保年金課 国民年金係
支所:福祉国保窓口

☎ 81-3534 FAX 83-8619
☎ 74-5004 FAX 74-1250

こんなときは届出を	届出に必要なもの	届出窓口
満60歳前に退職したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 離職証明書または退職証明書	国保年金課または二宮支所
配偶者の扶養でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者の勤務先で扶養されなくなった年月日等の証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書	
受給者が死亡したとき	遺族の方が、速やかに届出ください(死亡後に受け取った年金は、返金していただくことになります。)	
保険料免除・納付猶予を申請するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 失業者は失業していることを証明できる公的な証明書	
学生納付特例を申請するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 学生証または在学証明書	
年金手帳をなくしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 顔写真付きの身分証明書等 <input checked="" type="checkbox"/> お持ちであれば基礎年金番号通知書(すぐに必要な方は宇都宮東年金事務所まで直接手続きをしてください。) ※第2号・3号被保険者は勤務先で手続き	宇都宮東年金事務所 ☎028-683-3211
納付書を紛失したとき	宇都宮東年金事務所へ連絡ください。	宇都宮東年金事務所 ☎028-683-3211
口座振替を開始・停止・変更するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 預金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 通帳で使用している印鑑	各金融機関または宇都宮東年金事務所

年金の種類と支給条件

問 国保年金課 国民年金係 ☎ 81-3534 FAX 83-8619

老齢基礎年金

- 20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額支給されます。
- 会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった方には、退職共済年金が上乗せして支給されます。
- 老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低10年間(120月)あることが必要です。

○年金の額

申請方法や保険料納付期間により年金額は異なります。
令和5年度年金額
保険料を20歳から60歳になるまでの40年間納付した場合 795,000円(満額)

障害基礎年金

- 病気やケガで、障害等級表(1級・2級)による障がいの状態にある期間は、障害基礎年金が受けられます。
- 子の人数によって加算があります。

○年金の額

令和5年度年金額(定額)
1級 993,750円 2級 795,000円

遺族基礎年金

- 国民年金の加入者が亡くなられたとき、その方によって生計を維持していた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。
- 子は18歳到達年度の末日まで、または障がいがある場合は20歳まで支給されます。
- 配偶者に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

○年金の額

令和5年度
年金額795,000円

年金生活者支援給付金

公的年金等の収入額や所得額が一定規準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

なお、給付金を受けとるためには『年金生活者支援給付金請求書』の提出が必要になります。

国民健康保険

国民健康保険の届出

問 本庁: 国保年金課 国民健康保険係
支所: 福祉国保窓口

☎ 83-8123 FAX 83-8619
☎ 74-5004 FAX 74-1250

各職場の健康保険の加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている世帯以外は、すべての人が国民健康保険の加入者(被保険者)となります。職場の健康保険と異なり、加入・脱退等の手続きは、各自が責任をもって行う必要があります。下記に該当する場合は、14日以内に届け出てください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	職場の健康保険をやめた(被扶養者でなくなった)とき	<input checked="" type="checkbox"/> 職場の健康保険を抜けた証明書(資格喪失証明書等)
	転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入した(被扶養者になった)とき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 職場の被保険者証(職場の被保険者証が未交付の場合は加入した証明書)
	死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書
	被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなってしまうとき	<input checked="" type="checkbox"/> 身分証明書

手続きの際は、届出人の本人確認をします。運転免許証やマイナンバーカードなど、官公署発行の顔写真付きの身分証明書をお持ちください。

年金・国保

国民健康保険税

問 国保年金課 保険税係

☎ 83-8594 FAX 83-8619

国民健康保険に加入した月分から課税され、40歳の誕生日からは、介護納付分が上乗せとなります。

● 世帯主が納税義務者

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯で加入している方がいれば、世帯主が納税義務者になります。

国民健康保険の税額(令和5年度)

項目	課税内容	税率および税額		
		医療分	後期高齢者支援分	介護納付分(40~64歳のみ)
所得割	加入者の前年の所得合計ー基礎控除	7.0%	2.5%	2.1%
均等割	加入者1人につき	25,000円	9,500円	10,000円
平等割	一世帯につき	21,500円	7,000円	5,500円
課税限度額		650,000円	200,000円	170,000円

※令和元年度から、資産割が廃止になりました。

※令和4年度から、未就学児の均等割が半額になります。

国民健康保険税の軽減(令和5年度)

世帯の総所得金額が、一定の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

軽減割合		
7割	5割	2割

※未申告で所得が不明なときは軽減が受けられないことがあります。

納期

7月から翌年2月までの毎月月末(年8回)

※郵送された納付書で納付してください。

※納付忘れ防止には口座振替が便利です。

納付窓口

足利銀行、栃木銀行、筑波銀行、真岡信用組合、はが野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局(関東圏に限る)、コンビニエンスストア(納期限内に限る)、真岡市役所および二宮支所、スマートフォンアプリ

特別徴収(年金からの天引き)

世帯内の国民健康保険加入者(世帯主含む)が全員65歳~74歳の場合は、世帯主の年金から天引きになります。対象者には特別徴収税額の通知書を送付します。



国民健康保険の支給・助成制度

問 国保年金課 国民健康保険係 ☎ 83-8123 FAX 83-8619

①高額療養費の支給

国民健康保険の被保険者で、1カ月の間に、同じ医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が高額療養費として世帯主に支給されます。

該当する世帯には、受診月から約2カ月後に申請案内通知を送付します。

70歳未満の方の自己負担限度額

	認定証の 適用区分	所得区分 (前年の総所得金額－基礎控除)	自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降
上位 所得者	ア	901万円超の世帯	252,600円+ (総医療費－842,000円)×1%	140,100円
	イ	600万円超、901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費－558,000円)×1%	93,000円
一般	ウ	210万円超、600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費－267,000円)×1%	44,400円
	エ	210万円以下の世帯	57,600円	
非課税	オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※非課税世帯とは、世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯をいいます。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

	所得区分	自己負担限度額		多数回該当
		外来(個人ごと)	入院と世帯合算で使用	
現役並み所得者Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費－842,000円)×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円+ (総医療費－558,000円)×1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ	課税所得145万円以上	80,100円+ (総医療費－267,000円)×1%		44,400円
一般	課税所得145万円未満等	18,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ ※1	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	なし
低所得者Ⅰ ※2	住民税非課税世帯	8,000円	15,000円	

※1低所得者Ⅱとは、世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯をいいます。

※2低所得者Ⅰとは、世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税で、かつ世帯全員の所得が0円の世帯をいいます。

所得区分、自己負担限度額については令和3年度時点のものになります。

最新の情報につきましては、市ホームページ等でご確認ください。

②出産育児一時金

支給額

- 産科医療補償制度に加入している医療機関で、妊娠22週以降に出産した場合…50万円
- 上記に該当しない場合…48万8千円

支給の条件

- 妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。
- 多胎児の場合、出産児数に応じて支給されます。
- 国保加入期間が6カ月以内の人で、直前の社会保険等で被保険者本人として加入期間が1年以上ある場合は、その社会保険等から出産育児一時金が支給されますので、国保からは支給しない場合があります。

申請方法

- 直接支払制度を利用する場合
出産育児一時金の請求と受け取りを、医療機関が代理で行う制度です。
直接支払制度を導入している医療機関等に申し出てください。
制度を利用した場合、一時金は医療機関等へ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用から出産育児一時金を差し引いた額が請求されます。
- 直接支払制度を利用しない場合
下記のものをご持参のうえ、国保年金課または二宮支所で申請してください。
 - ・国民健康保険証
 - ・世帯主名義の預金通帳(世帯主以外の場合は委任状)
 - ・医療機関等が発行した領収書
 - ・産科医療補償制度加入機関のスタンプが押されたもの

③葬祭費

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に対し、申請により50,000円が支給されます。

④人間ドック・脳ドック助成

助成額

受診費用(税抜)の1/2の額で上限 20,000円

対象者

国民健康保険税の完納世帯で、検診受診日に満35歳以上75歳未満の被保険者

申請方法

検診機関に直接予約後、受診日と検診内容を国保年金課または二宮支所へ連絡してください。後日、受診券をお送りします。

※同一年度に特定健診を受ける方は、人間ドックの助成は受けられません。(脳ドックのみは助成可)

⑤交通事故などでケガをしたときは

交通事故など、第三者から受けたケガや病気については、加害者が全額を負担するのが原則ですが、一時的に国保で医療費を立て替えることができます。

その場合、国保が後で加害者に請求をしますが、加害者から治療費を受け取ったり、示談を受けてしまうと国保は使えません。

国保を使って診療を受ける場合は、国保年金課または二宮支所へ「第三者行為による被害届」を提出してください。

➤ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方(一定の障がいがあり認定を受けた65歳以上の方を含む)が加入する独立した医療保険制度で、被保険者証がひとり1枚交付されます。

運営は県内すべての市町が加入する広域連合が行い、市の窓口では被保険者証の引渡し、申請や届出の受付、保険料の徴収を行います。

対象者と保険料

問 国保年金課 保険税係

☎ 83-8594 FAX 83-8619

◎対象者

- 75歳以上の方(75歳の誕生日当日から該当)
- 寝たきりなど、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方(要認定)

◎保険料(令和4年度)

均等割額 43,200円	+	所得割額 基礎控除後の 総所得金額等×8.54%	=	保険料 (100円未満切捨て) 上限年額66万円
-----------------	---	--------------------------------	---	--------------------------------

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が一定の基準以下の世帯については、均等割額が軽減されます。

被扶養者だった方の軽減措置

これまで被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方については、制度に加入した月から、所得割額の負担はなく、加入から2年間は均等割額の5割が軽減されます。

◎保険料の納付方法

年額18万円以上の年金を受給している方の保険料は、年金から天引きされる特別徴収となりますが、それ以外の場合は、市から送られてくる納付書か口座振替で納める普通徴収となります。

ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超える場合は、年金天引きにはならず普通徴収となります。

医療費の自己負担額

問 国保年金課 高齢者医療係

☎ 83-8593 FAX 83-8619

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、次の所得区分となります。

所得区分	要件	負担割合
現役並み所得者	市民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者(※1)	3割負担
一般Ⅱ	市民税課税所得が28万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者(※2)	2割負担
一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方	1割負担
低所得者Ⅱ	世帯の全員が市民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の方	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が市民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は80万円控除した額。給与所得のある方は、所得税法により算出した給与所得の金額から10万円控除した額。)となる世帯の方	

(※1)ただし、同一世帯の被保険者が一人の場合で、被保険者の収入が383万円未満(383万円以上であっても、同一世帯に70歳~74歳の方がいる場合、70歳~74歳の方との収入合計が520万円未満)のとき、及び同一世帯に被保険者が二人以上いる場合で、被保険者の収入合計が520万円未満のときを除く。

(※2)ただし、同一世帯の被保険者が一人の場合で、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円未満のとき、及び同一世帯に被保険者が二人以上いる場合で、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円未満のときを除く。

各種支給制度

問 国保年金課 高齢者医療係

☎ 83-8593 FAX 83-8619

①高額療養費の支給

同一月(1日から末日まで)に複数の医療機関等で支払った自己負担額の合計額が、自己負担限度額を超えた場合は、その限度額を超えて支払った額が「高額療養費」として支給されます。

また、一度申請すると、次回からは高額療養費の支給申請の必要はありません。



自己負担限度額(月額)

所得区分	要件	自己負担限度額		多数回該当 (※)
		外来+入院 (世帯単位)		
現役並み 所得者Ⅲ	市民税課税所得 690万円以上	252,600円+	(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
現役並み 所得者Ⅱ	市民税課税所得 380万円以上	167,400円+	(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
現役並み 所得者Ⅰ	市民税課税所得 145万円以上	80,100円+	(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円

所得区分	要件	自己負担限度額		多数回該当 (※)
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
一般Ⅱ	市民税課税所得28万円以上	6,000円+(外来医療費総額-30,000円)×0.1又は18,000円のいずれか低い額	57,600円	44,400円
一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者以外	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	市民税非課税世帯(低所得者Ⅰ以外)	8,000円	24,600円	なし
低所得者Ⅰ	控除後の所得が0円となる市民税非課税世帯	8,000円	15,000円	なし

(※)療養のあった月以前の12か月以内に、外来+入院の限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降に適用となる限度額

②入院したときの食事代(自己負担あり)

入院時食事代の標準負担額

所得区分 (低所得者Ⅰ・Ⅱの方は要申請)	1食あたりの 食事代	
現役並み所得者・一般Ⅱ・一般Ⅰ	460円	
指定難病患者(下記以外)	260円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

③療養病床に入院したときの食事代と居住費(自己負担あり)

食事代・居住費の標準負担額

所得区分 (低所得者Ⅰ・Ⅱの方は要申請)	1食あたりの 食事代	1日あたりの 居住費
現役並み所得者・一般Ⅱ・一般Ⅰ	460円	370円
指定難病患者(下記以外)	260円	0円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	入院の程度により 130円または100円	370円

④あとから費用が支給される場合(療養費の支給)

いったん全額自己負担した後、申請により自己負担分を除いた額が支給されます。

- やむを得ない理由で、被保険者証を持たずに受診したとき
- 海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)
- 医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき

⑤葬祭費

被保険者が亡くなったときは、葬儀を行った方に対して申請により50,000円が支給されます。

⑥高額医療・高額介護合算制度

介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったときは、定められた限度額を超えた分が申請により支給されます。

合算したときの限度額(8月～翌年7月の合計)

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得者	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一般Ⅱ・一般Ⅰ	56万円	
低所得者Ⅱ	31万円	
低所得者Ⅰ	19万円	

⑦人間ドック・脳ドック助成

助成額

受診費用(税抜)の1/2の額で上限20,000円

対象者

後期高齢者医療保険料の完納世帯で、検診の受診日に満75歳以上の方(一定の障がいがある65歳以上の方を含む)

申請方法

検診機関に予約し、受診日と検診内容を国保年金課または二宮支所へ連絡してください。受診券を送付します。

※同一年度に一般の健康診断もしくは国民健康保険の特定健診や人間ドックを受診した方は、助成は不可。(脳ドックのみは助成可)

後期高齢者医療制度の届出

問 本庁:国保年金課 高齢者医療係

☎ 83-8593 FAX 83-8619

支所:福祉国保窓口

☎ 74-5004 FAX 74-1250

窓口へ届け出が必要なとき	届出に必要なもの
県外へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
県外から転入したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 転出した市区町村発行の負担区分証明書
県内で住所が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
生活保護を受けるようになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証
生活保護を受けなくなったとき	(なし)
対象者が亡くなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証
一定の障がいがある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障がいがある状態になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 現在お使いの被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 年金証書または身体障害者手帳等

※手続きの際は、届出人の本人確認をします。運転免許証やマイナンバーカードなど、顔写真付きの身分証明書をお持ちください。